公　告

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第７条第４項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成 25 年 12 月５日

農林水産大臣　林　　芳正

記

1　日時

⑴　３の⑴から⑷までの事項について平成25年12月16日午後２時から

⑵　３の⑸から⑻までの事項について平成25年12月20日午後２時から

2　場所　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号　農林水産省共用第９会議室（農林水産省北別館８階　ドア番号北804）

3　意見を聴こうとする事項

⑴　トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるレモンの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを、規則別表２中チチュウカイミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて

⑵　⑴の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を定めることについて

⑶　イタリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるサンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを、規則別表２中チチュウカイミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて

⑷　⑶の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を定めることについて

⑸　オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを、規則別表２中チチュウカイミバエ及びクイーンズランドミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて

⑹　⑸の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を定めることについて

⑺　アルゼンチンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるスウィートオレンジ（サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る）、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを、規則別表２中チチュウカイミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて

⑻　⑺の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を定めることについて

4　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは同課検疫対策室長）

5　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成25年12月12日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

6　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

⑷　議長は、会場施設の管理上必要であると認める場合には、公聴会を傍聴しようとする者に対し、その入場を制限することがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがある。

7　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番地12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番地の１　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎内）

告　示

認　　可

工場財団

熊本市南区八幡一丁目１番１号**ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社**の熊本県球磨郡錦町一武2626番地ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社熊本錦工場の工場財団について機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 12 月５日

熊本地方法務局人吉支局

有権者申出方

元当局所属公証人原昌子の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 25 年 12 月５日　　横浜地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成25年12月５日から３か月間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年 12 月５日

宇都宮地方法務局長　瀧村　　剛

記

氏名　小林猪一郎

所属する土地家屋調査士会　栃木県土地家屋調査士会

登録番号　宇都宮第550号

事務所の所在地　栃木県宇都宮市西川田本町二丁目８番19号

違反行為　職責、品位保持、会則の遵守義務違反等

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成25年11月18日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月５日

財務大臣　麻生　太郎